

【1986年4月10日】中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
参議院社会労働委員会

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院社会労働委員会
昭和六一年四月一〇日

今後における高年齢者の雇用就業機会の確保の重要性にかんがみ、政府は次の事項を含め、高年齢者の雇用就業対策の拡充強化に格段の努力を払うべきである。

- 一 高年齢者の雇用就業対策について、今後の高齢化の進展、高年齢者の雇用就業の状況等に適切かつ効果的に対応できるよう、雇用政策と年金政策との関係のあり方を踏まえつつ、その充実、強化等について引き続き検討を進めること。
- 二 六〇歳未満定年の事業主に対する定年引上げに関する行政措置について、その実施基準の制定、運用に当たっては、六〇歳定年の進展に十分効果的なものとなるようにすること。
- 三 高年齢者雇用安定センターが、継続雇用の推進に適切で、効果的な役割を果たすよう、その事業の実施に関係者の意見が十分反映されるようにする等、指導を行うこと。また、シルバー人材センターが、定年退職者等のニーズに応じた就業機会の確保のために所期の役割を果たすよう、増設等一層の拡充を図るとともに、適切な運営について十分指導すること。
- 四 中高年齢者の再就職の促進体制を強化するため、公共職業安定所の組織、機能について一層の拡充強化を図ること。
- 五 企業における雇用管理のあり方について、現実に高年齢者に雇用不安をもたらすことのないよう、また、積極的に高年齢者の雇用維持に取り組むよう、一層の普及啓蒙に努めること。

右決議する。